

## 横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱

制 定 平成 13 年 9 月 14 日福保推第 379 号（助役決裁）

最近改正 平成 30 年 10 月 1 日ここ施第 750 号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内の保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業（以下「保育所等」という。）の施設・事業所及び設備の整備に要する費用に対し、予算の範囲内において横浜市民間保育所等建設費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保育所等整備を振興し、もって児童の福祉の向上を図ること及び子どもが健やかに育成される環境を確保することを目的とする。

2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）乳 児

0 歳児及び 1 歳児をいう。

（2）幼 児

2 歳児から 5 歳児までをいう。

（3）新 設

新たに施設・事業所を建設することをいう。

（4）改 築

既存施設の現在定員の増員を行なわないで改築整備（一部改築を含む。）することをいう。

（5）増 築

既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をすることをいう。

（6）増改築

既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすることをいう。

（7）大規模修繕

既存施設について、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備することをいう。

（8）施設改善

既存施設について、乳児の認可定員を増員するために乳児室又はほふく室以外の部分を乳児室又はほふく室に改修することをいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱における補助の対象者は、社会福祉法人、学校法人（認定こども園及び小規模保育事業の施設・事業所整備を行う場合に限る。以下「学校法人」という。）、社会福祉法人設立と保育所等設置を同時に行うための準備をしている団体で市長が認めたもの（以下「準備団体」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人とする。

2 以下の各号に該当する者は補助の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの

（補助対象事業）

第4条 この要綱において補助の対象となる事業は、前条に定める補助対象者が児童福祉法第35条第4項の規定に基づき設置する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項に基づき設置する幼保連携型認定こども園に係る次に掲げるもの及び児童福祉法第34条の15第2項に基づき行う小規模保育事業所の新設に係るものとする。

(1) 新設

(2) 改築（老朽による改築に限る。）

(3) 増築（増改築を含む。）

(4) 大規模修繕

(5) 保育所における施設改善（児童福祉法に基づく国庫補助金その他日本自転車振興会補助金等で市長が国庫補助金に準ずると認める補助金を受けずに乳児の認可定員を増やす場合に限り。）

(6) 次に掲げる備品購入費

(ア) 再開発事業等（本市所有施設の貸付）に係るもの

(イ) 学校余裕教室活用事業に係るもの

（補助対象経費）

第5条 この要綱において、補助の対象となる経費は前条に掲げる事業の実施に必要な別表1に定めるものとし、次の各号に掲げる費用は対象としない。

(1) 土地の買収又は造成及び整地に要する費用

(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効果的であると市長が認めた場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

(3) 植栽に要する費用

(4) 職員の宿舎に要する費用

(5) 横浜市民間保育所等用地等貸付要綱（平成9年12月4日福保推第239号）に基づいて貸付を受けた市有地等において整備をする場合の設計費及び仮設園舎借地料

(6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に定める開発許可を伴う開発工事に要する費用

(7) その他整備として適当と認められない費用

（補助の必要条件）

第6条 補助の対象となる保育所等は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

(1) 整備を行う保育所等の設備及び運営は、それぞれ次に掲げる基準条例に適合するものであること。

(ア) 保育所

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）

(イ) 幼保連携型認定こども園

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）

(ウ) 小規模保育事業

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第47号）

- (2) 敷地が確保されているものであること。
- (3) 建設に要する費用について、資金計画が確実なものであると市長が認めるもの。
- (4) その他関係法令に適合するものであること。

(事業計画書等の提出)

第7条 補助金の交付を受けて保育所等を整備しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定した期日までに、市長が指定する様式により事業計画書等を提出するものとする。

(補助の内示)

第8条 市長は、事業計画書等を受理したときは、横浜市児童福祉審議会、横浜市子ども・子育て会議で審査の上、補助の適否を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 前条の規定による補助の内示を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、補助対象工事に係る本市の実施設計審査完了後、速やかに、横浜市民間保育所等建設費等補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金規則第5条第1項第2号、第3号及び第4号に定める記載事項については、同条第2項第1号に規定する事業計画書に記載するものとする。
- 3 補助金規則第5条第2項第3号及び第4号に規定する書類は、同項第1号に規定する事業計画書とする。
- 4 補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類は、財産目録及び貸借対照表とする。

(補助金の算定)

第10条 補助金の交付額は、基準事業費に補助率を乗じて算定するものとする。

- 2 施設・事業所及び設備の整備に要する費用の基準事業費及び補助率は、別表2、別表3及び別表4に定めるものとする。
- 3 別表2、別表3及び別表4における「本市が予算で定める基準単価」については、別表5に定めるものとする。

(本市以外の補助金の取扱)

第11条 本市の当該補助金と他の補助金（日本自転車振興会補助金等で市長が国庫補助金に準ずると認める補助金をいう。）を併せて受ける場合は、前条に基づき算定した補助金の交付額から他の補助金の交付額を差し引いた額を、本市の当該補助金の交付額とするものとする。

(端数処理)

第12条 前2条の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の決定)

第13条 市長は補助金の交付申請があったときは、補助内容について審査のうえ適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、横浜市民間保育所等建設費等補助金交付決定通知書（第2号様式）で申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第14条 補助金規則第7条第1項第1号又は第2号の市長の承認を受けようとする者は、市長に対し、横浜市民間保育所等建設費等補助金に係る変更等申請書（第10号様式）及び市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

- 2 市長は、第1項による申請を承認することを決定したときは、補助事業者に対し、横浜市民間保育所等建設費等補助金に係る変更等決定通知書（第11号様式）を交付する。

(申請の取下げ)

第 15 条 補助金規則第 9 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、補助事業者等が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 10 日以内の日とする。

(実績報告)

第 16 条 補助金交付決定を受けた者は、工事しゅん工後、速やかに実地検査を受けるとともに、横浜市民間保育所等建設費等補助金事業実績報告書（第 3 号様式）に必要な書類を添付して、市長に報告しなければならない。

2 実績報告書の提出にあたり、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、補助金規則第 14 条第 1 項第 2 号に定める領収書等の提出は省略できるものとする。ただし、省略する場合にあっても、当該経費の支払い後に受領した領収書等については、第 24 条の関係書類として保存するとともに、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。

3 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第 1 項第 3 号及び第 5 号に規定する書類とする。

4 補助金規則第 14 条第 5 項ただし書の規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

(補助金額の確定通知)

第 17 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市民間保育所等建設費等補助金額確定通知書（第 4 号様式）により行うものとする。

(補助金交付時期の例外)

第 18 条 補助金規則第 17 条の規定により市長が補助事業等の完了前に補助金の全額又は一部を交付することができる場合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 補助事業者等の資金状況を勘案し、補助事業等の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合

(2) 補助事業者等が工事請負代金を請負者に前金払する場合

(3) 補助事業等が予定の年度内に終了せず、補助事業等を次年度に繰越した場合

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、前金払とする。

3 第 1 項第 2 号による前金払を受ける場合は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と請負者との間で、工事請負契約において定めた工事完成期限を保証期限とし、同条第 5 項に規定する保証契約を締結しなければならない。

4 第 1 項第 2 号により前金払することができる額は、補助事業者等が工事請負代金を請負者に前金払する額以下とし、第 13 条で決定した交付額の 4 割を上限とする。なお、算出した前金払の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金交付の請求)

第 19 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、請求書（第 5 号様式）により行わなければならない。

2 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定による補助金の交付の請求は、請求書（第 6 号様式）により行わなければならない。

3 前条第 1 項第 2 号の規定による補助金の交付の請求は、請求書（第 7 号様式）により行わなければならない。

4 前金払の請求による後の精算払時の補助金の交付の請求は、請求書（第 8 号様式）により行わなければならない。

(届出及び調査)

第 20 条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 工事に着手したとき。
- (2) 工事を完了したとき。

2 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者に対し、必要に応じてその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告書若しくは資料の提出を求めることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 21 条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 9 号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(補助金の返還等)

第 22 条 市長は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) 施設・事業所において、布教又は宗教行事などの活動を行ったとき。
- (4) 施設・事業所において、政治的活動を行ったとき。
- (5) 第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するとき。
- (6) その他この要綱に違反したとき。

(警察本部への照会)

第 23 条 市長は、必要に応じ申請者又は第 14 条の決定を受けた者が、第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(入札又は見積書の徴収)

第 24 条 補助金規則第 24 条第 2 号の規定により市長が必要と認める場合は、民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱の対象となる補助事業とする。

(財産処分の制限)

第 25 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業等により取得し、又は効用の増加した機械器具その他の財産であって価格が単価 30 万円以上のものについては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号。以下「処分制限期間」という。）に定めるとおりとする。

(情報公開及び補助事業者等の所有する関係書類の保存期間)

第 26 条 この要綱により、補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金の交付を受けた者は、関係書類を額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前項の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで

保存しなければならない。

附 則

この要綱は平成 13 年 9 月 14 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 15 年 5 月 28 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 17 年 5 月 6 日から施行し、平成 17 年 5 月 6 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 18 年 6 月 9 日から施行し、平成 18 年 6 月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 19 年 4 月 16 日から施行し、平成 19 年 4 月 16 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 20 年 3 月 28 日から施行し、平成 20 年 3 月 28 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 22 年 3 月 1 日から施行し、平成 21 年度の予算に係る補助金等から適用する。ただし、別表 2 のうち、1 基準事業費（1）建築費の改築・増築・増改築の基準面積に係る改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 23 年 6 月 1 日から施行し、平成 23 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の日前に、本市から補助の内示を受けたものは、改正後の要綱第 8 条の規定による補助の内示を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 16 日から施行し、平成 25 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 13 日から施行し、平成 30 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、施行日以後に交付申請があったものから適用する。

別表 1 (第 5 条)

対 象 経 費		内 容
建 築 費	工 事 費	施設・事業所整備に必要な工事請負費（杭工事含む）
	昇 設 備 降 工 事 機 費	昇降機設備工事に必要な工事請負費（関係条例等で設置が義務付けられている場合で市長が認めたものに限る）
	環 境 配 工 事 慮 費	太陽光発電設備設置に必要な工事請負費
工 事 事 務 費		工事施工に直接必要な監理費 その額は、補助対象工事費の 2.6% に相当する額を限度とする。
設 計 費		施設・事業所整備に必要な基本設計・実施設計、地質調査、測量費（市長が適当と認めた施設整備に限る。また、改築、大規模修繕及び市有地等の貸付を受けて整備する場合は適用しない。）
仮 借 地 料 、 園 賃 借 舎 料		仮設園舎設置が不可欠な場合の借地料、仮設園舎賃借料（市長が適当と認めた施設整備に限る。また、新設、改築、大規模修繕及び市有地等の貸付を受けて整備する場合は適用しない。）
備 品 費		施設・事業所整備に必要な備品購入費
大 型 遊 具 費		施設・事業所整備に必要な大型遊具費（ただし、新設に限る。）
既 存 建 物 の 買 収		保育所等整備交付金交付要綱の規定に基づく既存建物の買収に限る。

別表2（第10条第2項）

1 保育所整備の基準事業費

(1) 建築費

工事種別	基準面積		基準事業費
新設	(定員1人当たり面積×定員)		<p>ア 工事費</p> <p>工事費1㎡当たりの実行単価に実行面積（建築確認申請上の床面積）を乗じて得た額。ただし、実行単価が本市が予算で定める基準単価を超える場合は本市が予算で定める基準単価を、実行面積が左欄に定める基準面積を超える場合は基準面積を限度とする。</p> <p>また、杭工事（地盤改良工事を含む。）、昇降機設備工事及び環境配慮設備工事がある場合は、当該工事の直接工事費の額を基準額に上乘せする。ただし、当該工事費額が本市の実施設計審査で適正とされた当該工事費額を超える場合は、本市の実施設計審査で適正とされた当該工事費額を限度とする。</p> <p>《環境配慮設備工事における太陽光発電設備設置工事について》</p> <p>(kW数及び事業費の上限)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備の公称最大出力は、10kWを限度とする。(10kWを超える設備を設置する場合は、当該工事費額を按分して求めた10kW相当分を対象とする。)</li> <li>基準事業費は、太陽光発電設備の公称最大出力1kW当たり100万円を限度とする。(対象システム)</li> <li>JET認証又はこれと同等の「太陽電池モジュール認証」を受けていること。</li> <li>性能保証、設置後のサポートがメーカーによって確保されていること。</li> <li>未使用品であること。</li> <li>前面道路沿い等の敷地外から見やすい場所（原則として屋外）にディスプレイ装置を設置すること。(当該装置も補助対象設備)</li> <li>エネルギーマネジメントシステム(HEMS、BEMS等)を設置すること。(当該装置も補助対象設備)</li> <li>接続方式は、「余剰電力買取方式」であること。(「全量買取方式」は補助対象外)</li> </ul> <p>イ 浄化槽設備工事費</p> <p>実行単価に処理対象人員(園児・職員の定員計)を乗じて得た額。ただし、実行単価が本市が予算で定める基準単価を超える場合は本市が予算で定める基準単価とする。</p> <p>ウ 加算面積</p> <p>基準面積にそれぞれ加算面積その1、加算面積その2に定める面積を加算するものとする。ただし、加算後の合計面積が実行面積を超える場合は、実行面積を上限とする。</p>
	定員区分	定員1人当たり	
	20人～30人	9.4㎡	
	31人～45人	7.2㎡	
	46人～90人	6.2㎡	
	91人～120人	6.0㎡	
	121人～150人	5.8㎡	
	151人～180人	5.6㎡	
	181人～210人	5.5㎡	
	211人～240人	5.4㎡	
	241人～270人	5.3㎡	
	271人以上	市長が承認した面積	
	加算面積その1		
	一時保育事業のために必要とする保育室を設ける場合	55.8㎡を上限とする実行面積	
地域における子育て支援のための保育室等を設ける場合	80.3㎡を上限とする実行面積		
加算面積その2			
保育所定員の2割を超える乳児定員を設定するために必要な保育室を設ける場合	30㎡		
障害児定員を設定し、障害児を受入れる場合	定員1人当たり2.47㎡		
乳幼児健康支援一時預かり事業(病後時保育事業)のために必要とする保育室等を設ける場合	70㎡		
夜間保育事業のために必要とする保育室等を設ける場合	50㎡		
改築増改築	<p>新設の場合に準じて市長が承認した面積。ただし、増築及び分園整備の場合は、増加定員数の定員区分に応じた1人当たりの面積に、増加定員数を乗じて得た数を基準面積とする。この際、増加定員数の2割を超える乳児定員数の増加を伴う場合は、加算面積その2を加える。</p>		<p>ア及びイに定めるもの以外の工事費については、新設の場合と同じ方法により算出した額。</p> <p>ア 解体撤去工事費(増築の場合を除く。)</p> <p>解体撤去工事費の額。ただし、当該工事費額が本市の実施設計審査で適正とされた当該工事費額を超える場合は、本市の実施設計審査で適正とされた当該工事費額を限度とする。</p> <p>イ 仮施設整備工事費(増築の場合を除く。)</p> <p>工事費1㎡当たりの実行単価に実行面積を乗じて得た額。ただし、実行単価が基準単価(本市が予算で定める新設工事の基準単価をいう。以下同じ。)を超える場合は基準単価を、実行面積が左欄に定める基準面積を超える場合は基準面積を限度とする。</p>
大規模修繕	1施設の総事業費が500万円以上のもので、本市の予算の範囲内とする。ただし、アスベスト処理工事については、総事業費が30万円以上とする。		
施設改善	新たに乳児を受け入れるために市長が必要と認めた対象工事(乳児保育室等の新增設、便所改修、木柵設置、手洗い場改修及び間仕切り変更等新たに乳児を受け入れるために最小限必要とされる工事。)の実支出額。(ただし、乳児の増加数に本市設置基準面積を乗じ、さらに、1㎡当たり本市が予算で定める基準単価を乗じて得た額を、限度とする。)		



(2) 備品費

工事種別	基準事業費
新設 増改築 再開発等 学校余裕 教室活用	1品5千円以上の備品とし、1人当たり実行備品単価（実行備品単価が32,000円を超える場合は32,000円とする。）に定員（増築の場合は増加定員、施設改善の場合は乳児の増加数）を乗じて得た額。 増改築する場合、増改築前の定員については、1人当たりの備品費補助単価の限度額は16,000円とする。 ただし、病後児保育事業の実施を認める施設については施設ごとに1,300千円を上限として加算する。
改築	新設の場合に準じて市長が承認した額。ただし、1人当たりの備品費補助単価の限度額は16,000円とする。

(3) 大型遊具費

工事種別	基準事業費
新設	1品10万円以上の遊具費とし、定員規模により、次のように取り扱う。 定員 120人以下 3,500千円以内 定員 121人以上 5,000千円

(4) 設計費

工事種別	基準事業費
新設 増改築 施設改善	本市が認めた施設整備で、実行設計費を基準事業費とする。ただし、実行設計費が、本市が予算で定める基準額を超える場合は、本市基準額を限度とする。ただし、市有地等の無償貸付制度における整備の場合は適用しない。

(5) 仮設園舎借地料、賃借料

工事種別	基準事業費
増築 増改築 施設改善	本市が認めた施設整備で、実行仮設園舎借地料及び実行仮設園舎賃借料を基準事業費とする。ただし、実行仮設園舎借地料及び実行仮設園舎賃借料が、本市が予算で定める基準額を超える場合は、本市基準額を限度とする。ただし、市有地等を無償貸付されている場合は適用しない。

2 補助率

3 / 4

別表3 (第10条第2項)

1 認定こども園整備の基準事業費  
(1) 建築費

工事種別	基準面積		基準事業費
新設	(定員※1人当たり面積×定員)		※定員…新たに建築する施設で教育・保育を受ける園児の定員
	定員区分	定員1人当たり	ア 工事費 工事費1㎡当たりの実行単価に実行面積(建築確認申請上の床面積)を乗じて得た額。ただし、実行単価が本市が予算で定める基準単価を超える場合は本市が予算で定める基準単価を、実行面積が左欄に定める基準面積を超える場合は基準面積を限度とする。 また、杭工事(地盤改良工事を含む。)、昇降機設備工事及び環境配慮設備工事がある場合は、当該工事の直接工事費の額を基準額に上乘せする。ただし、当該工事費額が本市の実施設計審査で適正とされた当該工事費額を超える場合は、本市の実施設計審査で適正とされた当該工事費額を限度とする。
	1人～30人	9.4㎡	
	31人～45人	7.2㎡	
	46人～90人	6.2㎡	
	91人～120人	6.0㎡	
	121人～150人	5.8㎡	
	151人～180人	5.6㎡	
	181人～210人	5.5㎡	
	211人～240人	5.4㎡	
	241人～270人	5.3㎡	
	271人以上	市長が承認した面積	
	加算面積その1		≪環境配慮設備工事における太陽光発電設備設置工事について≫ (kW数及び事業費の上限) ・太陽光発電設備の公称最大出力は、10kWを限度とする。(10kWを超える設備を設置する場合は、当該工事費額を按分して求めた10kW相当分を対象とする。) ・基準事業費は、太陽光発電設備の公称最大出力1kW当たり100万円を限度とする。 (対象システム) ・JET認証又はこれと同等の「太陽電池モジュール認証」を受けていること。 ・性能保証、設置後のサポートがメーカーによって確保されていること。 ・未使用品であること。 ・前面道路沿い等の敷地外から見やすい場所(原則として屋外)にディスプレイ装置を設置すること。(当該装置も補助対象設備) ・エネルギーマネジメントシステム(HEMS、BEMS等)を設置すること。(当該装置も補助対象設備) ・接続方式は、「余剰電力買取方式」であること。(「全量買取方式」は補助対象外)
	地域における子育て支援のための居室を設ける場合	80.3㎡を上限とする実行面積	
	保育を必要とする子どもの3～5歳児の教育時間外のための保育室を設ける場合	80.3㎡を上限とする実行面積	
加算面積その2			
保育を必要とする子どもの定員の2割を超える0～2歳児定員を設定するために必要な保育室を設ける場合	30㎡		
障害児定員を設定し、障害児を受入れる場合	定員1人当たり2.47㎡	イ 浄化槽設備工事費 実行単価に処理対象人員(園児・職員の定員計)を乗じて得た額。ただし、実行単価が本市が予算で定める基準単価を超える場合は本市が予算で定める基準単価とする。	
乳幼児健康支援一時預かり事業(病後時保育事業)のために必要とする保育室等を設ける場合	70㎡		
夜間保育事業のために必要とする保育室等を設ける場合	50㎡		
改築 増築 増改築	新設の場合に準じて市長が承認した面積。ただし、増築及び分園整備の場合は、増加定員数の定員区分に応じた1人当たりの面積に、増加定員数を乗じて得た数を基準面積とする。この際、保育を必要とする子どもの増加定員数の2割を超える0～2歳児定員数の増加を伴う場合は、加算面積その2を加える。		エ 解体撤去工事費(既存園からの移行の場合に限る。) 解体撤去工事費の額。ただし、当該工事費額が本市の実施設計審査で適正とされた当該工事費額を超える場合は、本市の実施設計審査で適正とされた当該工事費額を限度とする。  オ 仮施設整備工事費(既存園からの移行の場合に限る。) 工事費1㎡当たりの実行単価に実行面積を乗じて得た額。ただし、実行単価が基準単価(本市が予算で定める新設工事の基準単価をいう。以下同じ。)を超える場合は基準単価を、実行面積が左欄に定める基準面積を超える場合は基準面積を限度とする。
	新設の場合と同じ方法により算出した額。ただし、増築の場合、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費を除く。		

(2) 備品費

工事種別	基準事業費
新設 増築 増改築 再開発等 学校余裕 教室活用	1品5千円以上の備品とし、1人当たり実行備品単価（実行備品単価が32,000円を超える場合は32,000円とする。）に定員（増築の場合は増加定員）を乗じて得た額。既存園からの移行及び増改築する場合、移行及び増改築前の定員については、1人当たりの備品費補助単価の限度額は16,000円とする。ただし、病後児保育事業の実施を認める施設については施設ごとに1,300千円を上限として加算する。
改築	新設の場合に準じて市長が承認した額。ただし、1人当たりの備品費補助単価の限度額は16,000円とする。

(3) 大型遊具費

工事種別	基準事業費				
新設	1品10万円以上の遊具費とし、定員規模により、次のように取り扱う。ただし、既存園からの移行の場合、保育を必要とする子どもの増定員のみを対象とする。 <table><tr><td>定員 120人以下</td><td>3,500千円以内</td></tr><tr><td>定員 121人以上</td><td>5,000千円</td></tr></table>	定員 120人以下	3,500千円以内	定員 121人以上	5,000千円
定員 120人以下	3,500千円以内				
定員 121人以上	5,000千円				

(4) 設計費

工事種別	基準事業費
新設 増築 増改築	本市が認めた施設整備で、実行設計費を基準事業費とする。ただし、実行設計費が、本市が予算で定める基準額を超える場合は、本市基準額を限度とする。ただし、市有地等の無償貸付制度における整備の場合は適用しない。

(5) 仮設園舎借地料、賃借料

工事種別	基準事業費
新設 増築 増改築	本市が認めた施設整備で、実行仮設園舎借地料及び実行仮設園舎賃借料を基準事業費とする。ただし、実行仮設園舎借地料及び実行仮設園舎賃借料が、本市が予算で定める基準額を超える場合は、本市基準額を限度とする。ただし、市有地等を無償貸付されている場合は適用しない。

2 補助率

3/4

別表4 (第10条第2項)

1 小規模保育事業整備の基準事業費

(1) 建築費

工事種別	基準面積		基準事業費
新 設	(定員1人当たり面積×定員)		<p>ア 工事費</p> <p>工事費1㎡当たりの実行単価に実行面積(建築確認申請上の床面積)を乗じて得た額。ただし、実行単価が本市が予算で定める基準単価を超える場合は本市が予算で定める基準単価を、実行面積が左欄に定める基準面積を超える場合は基準面積を限度とする。</p> <p>また、杭工事(地盤改良工事を含む。)、昇降機設備工事及び環境配慮設備工事がある場合は、当該工事の直接工事費の額を基準額に上乘せする。ただし、当該工事費額が本市の実施設計審査で適正とされた当該工事費額を超える場合は、本市の実施設計審査で適正とされた当該工事費額を限度とする。</p> <p>《環境配慮設備工事における太陽光発電設備設置工事について》</p> <p>(kW数及び事業費の上限)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備の公称最大出力は、10kWを限度とする。(10kWを超える設備を設置する場合は、当該工事費額を按分して求めた10kW相当分を対象とする。)</li> <li>・基準事業費は、太陽光発電設備の公称最大出力1kW当たり100万円を限度とする。</li> </ul> <p>(対象システム)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JET認証又はこれと同等の「太陽電池モジュール認証」を受けていること。</li> <li>・性能保証、設置後のサポートがメーカーによって確保されていること。</li> <li>・未使用品であること。</li> <li>・前面道路沿い等の敷地外から見やすい場所(原則として屋外)にディスプレイ装置を設置すること。(当該装置も補助対象設備)</li> <li>・エネルギーマネジメントシステム(HEMS、BEMS等)を設置すること。(当該装置も補助対象設備)</li> <li>・接続方式は、「余剰電力買取方式」であること。(「全量買取方式」は補助対象外)</li> </ul> <p>イ 浄化槽設備工事費</p> <p>実行単価に処理対象人員(園児・職員の定員計)を乗じて得た額。ただし、実行単価が本市が予算で定める基準単価を超える場合は本市が予算で定める基準単価とする。</p>
	定員区分	定員1人当たり	
	6人~19人	9.4㎡	

(2) 備品費

工事種別	基準事業費
新設	1品5千円以上の備品とし、1人当たり実行備品単価（実行備品単価が32,000円を超える場合は32,000円とする。）に定員を乗じて得た額。

(3) 大型遊具費

工事種別	基準事業費
新設	1品10万円以上の遊具費とし、3,500千円を限度とする。

(4) 設計費

工事種別	基準事業費
新設	本市が認めた事業所整備で、実行設計費を基準事業費とする。ただし、実行設計費が、本市が予算で定める基準額を超える場合は、本市基準額を限度とする。ただし、市有地等の無償貸付制度における整備の場合は適用しない。

2 補助率

3 / 4

別表 5 (第10条第3項)

1 本市が予算で定める基準単価

平成30年度の予算に係る補助金	297,000円
-----------------	----------

（申請先）  
横 浜 市 長

所 在 地

申請者 法 人 名

代表者職氏名 印

## 〇〇年度横浜市民間保育所等建設費等補助金交付申請書

横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱に基づき、次のとおり横浜市民間保育所等建設費等補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額
  - 2 施設・事業所の種類
  - 3 施設・事業所の名称
  - 4 添付書類
    - (1) 事業計画書
    - (2) 案内図、配置図、平面図（各室の有効面積を記入したもの）及び立面図
    - (3) 各室面積表
    - (4) 工事仕様書
    - (5) 工事費内訳書（種目別・科目別・中科目別）（実施設計審査後のもの）
    - (6) 工事工程表
    - (7) 確認済証（建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項）及び確認申請書（第一面から第五面まで）の写し
    - (8) 横浜市福祉のまちづくり条例事前協議終了通知書の写し（小規模保育事業の整備は除く。）
    - (9) 財産目録及び貸借対照表
    - (10) 借入金償還計画（年間の返済額とその財源が分かるもの）（借入金がある場合に限る。）
    - (11) 寄附申込書及び寄附申込者の収入を証明できるもの（寄附金がある場合に限る。）
    - (12) 土地登記簿謄本（市有地等貸付は除く。）、用地使用貸借契約書等の写し
    - (13) 仮設園舎に係る借地契約書の写し、土地登記簿謄本、借地料鑑定評価書等（仮設園舎を設ける場合に限る。）
    - (14) 法人登記簿謄本
    - (15) 施設・事業所を整備することを決定した理事会の議事録の写し
    - (16) その他関係書類
- ※ (5)の工事費内訳書については、複数年度の事業であって申請時点で工事請負契約を締結している場合にあつては、当該契約の工事費内訳書を添付してください。
- ※ (7)(8)(12)(13)(15)の写しについては、法人の原本証明をお願いします。

# 事業計画書

1 施設・事業所の名称及び所在地

2 事業の目的及び効果

3 設置主体及び経営主体

4 定員

区分	計	左 の 内 訳						障害児 (内数)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
整備前								
整備後								
差引増△減								

5 施設・事業所の規模及び構造

(1) 敷地面積  $m^2$

(2) 敷地の所有関係

(3) 敷地の地目、現況及び市街化区域等の別

(4) 施設・事業所整備の区分（新設、増築、改築、大規模修繕、施設改善の別）

(5) 建物の面積 建築面積  $m^2$ 、延床面積  $m^2$

(6) 建物の構造 造 階建



## 6 整備費内訳

区 分	金額 (円)	補助 対象	備 考
主 体 工 事 費			うち植栽に要する費用 円
杭 工 事 費			
昇降機設備工事費			乗用の昇降機に限る。
環境配慮設備工事費			太陽光発電設備 出力 k w
解体撤去工事費			
仮施設設備工事費			
そ の 他 工 事 費			
工 事 費 計		—	
備 品 費			
大 型 遊 具 費			新設の場合に限る。
小 計		—	
設 計 費			市長が認める場合に限る。
工 事 監 理 費			
仮 設 園 舎 借 地 料			市長が認める場合に限る。
小 計		—	
合 計		—	

※ 補助金の交付対象とする区分については、「補助対象」の欄に○を記載してください。

## 7 財源内訳

区 分	金額 (円)	備 考
横 浜 市 補 助 金		
設 置 者 負 担 金		
内 訳	自 己 資 金	うち寄附金によるもの 円
	借 入 金	借入先及び金額：
合 計		

※ 自己資金とは、当該施設・事業所の運営費とは関係のない「法人本部の保有する財産等（法人名義の普通預金・当座預金等）」から支出し、施設・事業所開園のために要する整備費に充当する資金で、法人本部会計等にて負担する費用のことをいいます。この資金を施設・事業所開園後に運営費から支出（充当）することはできません。

※ 借入金とは、原則として運営費以外を償還財源とする資金のことをいいます。

※ 借入金がある場合は、備考欄に借入先及び金額を記載してください。

## 8 施工計画

- (1) 着 工 年 月 日
- (2) しゅん工年月日
- (3) 事業開始年月日

## 各 室 面 積 表

( 保育園 )

### (1) 保育室等の部屋数及び面積

区分	部屋数	面積			備考		
		壁芯面積	内法面積	有効面積	最低基準上の必要面積	定員	1人当たりの最低必要面積
0歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
1歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
乳児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
2歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
3歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
4歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
5歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
遊戯室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
幼児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
小計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
一時保育室		m <sup>2</sup>	—	—			
調理室		m <sup>2</sup>	—	—			
調乳室		m <sup>2</sup>	—	—			
事務室		m <sup>2</sup>	—	—			
医務室		m <sup>2</sup>	—	—			
地域子育て支援スペース		m <sup>2</sup>	—	—			
便所		m <sup>2</sup>	—	—	便器の数は下記のとおり		
休憩室		m <sup>2</sup>	—	—			
その他		m <sup>2</sup>	—	—			
小計		m <sup>2</sup>	—	—			
合計		m <sup>2</sup>	—	—			
敷地面積				m <sup>2</sup>			
建築面積				m <sup>2</sup>			
屋外遊戯場				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	幼児計 人	3.3 m <sup>2</sup> /人
屋外遊戯場以外の敷地				m <sup>2</sup>			

### (2) 便器の数

	大便器	小便器
乳幼児用	個	個
大人用	個	個

有効面積とは、内法面積から造り付け・固定造作物、ピアノを除いた面積です。

### (3) 屋外遊戯場の面積の緩和を受けようとする場合の代替となる公園等

公園等の名称	
およその面積	m <sup>2</sup>
保育所からの距離 (実経路)	m

## 各 室 面 積 表

( 認 定 こ ど も 園 )

### (1) 保育室等の部屋数及び面積

区分	部屋数	面積			備考		
		壁芯面積	内法面積	有効面積	最低基準上の必要面積	認可定員※	1人当たりの最低必要面積
0歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
1歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
乳児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	人	—
2歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
3歳児室	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	( ) 人	1.98 m <sup>2</sup> /人
	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
4歳児室	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	( ) 人	1.98 m <sup>2</sup> /人
	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
5歳児室	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	( ) 人	1.98 m <sup>2</sup> /人
	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
遊戯室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
幼児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	人	—
小計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	人	—
一時保育室		m <sup>2</sup>	—	—			
調理室・給食施設		m <sup>2</sup>	—	—			
調乳室		m <sup>2</sup>	—	—			
事務室・職員室		m <sup>2</sup>	—	—			
医務室・保健室		m <sup>2</sup>	—	—			
地域子育て支援スペース		m <sup>2</sup>	—	—			
便所		m <sup>2</sup>	—	—			
図書室		m <sup>2</sup>	—	—			
休憩室		m <sup>2</sup>	—	—			
その他		m <sup>2</sup>	—	—			
小計		m <sup>2</sup>	—	—			
合計		m <sup>2</sup>	—	—	> {320+100×(n-2)} + 3歳未満児の保育室		
敷地面積		m <sup>2</sup>					
建築面積		m <sup>2</sup>					
園庭		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	2歳児計	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
	m <sup>2</sup>			3歳以上児計	人	3.3 m <sup>2</sup> /人	
	m <sup>2</sup>			学級	400+80×(n-3)		
園庭以外の敷地		m <sup>2</sup>					

※()は2号認定の定員

### (2) 便器の数

	大便器	小便器
乳幼児用	個	個
大人用	個	個

有効面積とは、内法面積から造り付け・固定造作物、ピアノを除いた面積です。

各 室 面 積 表

( 小規模保育事業)

(1) 保育室等の部屋数及び面積

区分	部屋数	面積			備考		
		壁芯面積	内法面積	有効面積	最低基準上の必要面積	定員	1人当たりの最低必要面積
0歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
1歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
乳児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
2歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
幼児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
小計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
調理室		m <sup>2</sup>	—	—			
調乳室		m <sup>2</sup>	—	—			
事務室		m <sup>2</sup>	—	—			
医務室		m <sup>2</sup>	—	—			
便所		m <sup>2</sup>	—	—	便器の数は下記のとおり		
保育士休憩室		m <sup>2</sup>	—	—			
その他		m <sup>2</sup>	—	—			
小計		m <sup>2</sup>	—	—			
合計		m <sup>2</sup>	—	—			
敷地面積					m <sup>2</sup>		
建築面積					m <sup>2</sup>		
屋外遊戯場					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	幼児計 人 3.3 m <sup>2</sup> /人

(2) 便器の数

	大便器	小便器
乳幼児用	個	個
大人用	個	個

様

横浜市 長

## 〇〇年度横浜市民間保育所等建設費等補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市民間保育所等建設費等補助金については、社会福祉法第58条、社会福祉法人の助成に関する条例、横浜市補助金等の交付に関する規則及び横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱に基づき、次の条件を付して交付します。

なお、交付する補助金額については、実績報告書の提出後に補助金額確定通知書をもって確定します。

1 交付予定金額及び交付時期

¥ . ー 検査完了後・事業実績報告書提出後（前払金については、交付決定後）

2 施設・事業所の種類

3 施設・事業所の名称

4 交付条件

- (1) この補助金は、申請書に記載された施設・事業所整備事業のために使用し、他の事業に流用しないこと。
- (2) この通知による交付予定金額は、申請書に基づく見込額であり、補助事業完了後の事業実績報告に基づいて交付金額は確定するものであること。事業額が減額した場合には交付金額は減額されるものであり、事業額が増額となった場合には交付金額は変更されないものであること。
- (3) 工事施工業者の決定に当たっては、本市の定める規程に基づいて入札を執行するとともに、工事契約締結後、速やかに、契約決定内容を報告すること。
- (4) 備品購入費及び大型遊具購入費を補助金の対象とする場合は、購入業者の決定に当たっては、本市の定める規程に基づき入札等を執行するとともに、契約締結後、速やかに契約決定内容を報告すること。必要な手続を行わなかった場合は、補助金の対象とならない場合があるので、不明な点はあらかじめ確認すること。
- (5) 補助事業完了後、速やかに、事業実績報告書を提出すること。
- (6) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱の定めに従うこと。

（事務担当）

（注）社会福祉法人以外への補助金交付決定通知書の場合は、指令番号ではなく、文書番号とし、本文中「社会福祉法第58条、社会福祉法人の助成に関する条例、」を削除すること。

（報告先）

横 浜 市 長

所 在 地

報告者 法 人 名

代表者職氏名

印

## 〇〇年度横浜市民間保育所等建設費等補助金事業実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

### 1 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 案内図、配置図、平面図（各室の有効面積を記入したもの）、立面図及び求積図
- (3) 各室面積表
- (4) 工事仕様書
- (5) 工事請負契約書の写し、工事費内訳書（種目別・科目別・中科目別）
- (6) 設計・工事監理委託契約書等の写し
- (7) 設計変更関係書類（変更設計図書・請書）
- (8) 検査済証（建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項）の写し
- (9) 横浜市福祉のまちづくり条例整備基準適合証の写し（小規模保育事業の整備は除く。）
- (10) VOC測定結果報告書の写し
- (11) 太陽光発電設備設置完了報告書（補助対象の場合に限る。）
- (12) 建物内外の完成写真
- (13) 工事費の支出済を証する書類
- (14) 備品一覧表及び支出済を証する書類（補助対象の備品に限る。）
- (15) 大型遊具一覧表及び支出済を証する書類（補助対象の大型遊具に限る。）
- (16) 補助対象の工事請負及び物品購入の入札又は見積書の徴収の結果が分かる書類
- (17) その他市長が必要と認める書類

※ (5)(6)(8)(9)(10)の写しについては、法人の原本証明をお願いします。

※ (13)(14)(15)のうち、支出済を証する書類について要綱第16条第2項の規定に基づき提出を省略する場合は、その旨を記載した書面を添付してください。省略する場合にあっても、当該経費の支払後、速やかに支出済を証する書類を提出してください。

# 事業実績報告書

- 1 施設・事業所の種類
- 2 施設・事業所の名称及び所在地
- 3 事業の目的及び効果
- 4 設置主体及び経営主体

5 定員

区分	計	左 の 内 訳						障害児 (内数)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
整備前								
整備後								
差引増△減								

6 施設・事業所の規模及び構造

- (1) 敷地面積  $m^2$
- (2) 敷地の所有関係
- (3) 敷地の地目、現況及び市街化区域等の別
- (4) 施設・事業所整備の区分（新設、増築、改築、大規模修繕、施設改善の別）
- (5) 建物の面積 建築面積  $m^2$ 、延床面積  $m^2$
- (6) 建物の構造 造 階建

7 整備費内訳

区 分	金額 (円)	補助 対象	備 考
主 体 工 事 費			うち植栽に要する費用 円
杭 工 事 費			
昇降機設備工事費			乗用の昇降機に限る。
環境配慮設備工事費			太陽光発電設備 出力 k w
解体撤去工事費			
仮施設設備工事費			
そ の 他 工 事 費			
工 事 費 計		—	
備 品 費			
大 型 遊 具 費			新設の場合に限る。
小 計		—	
設 計 費			市長が認める場合に限る。
工 事 監 理 費			
仮 設 園 舎 借 地 料			市長が認める場合に限る。
小 計		—	
合 計		—	

※ 補助金の交付対象とする区分については、「補助対象」の欄に○を記載してください。

8 財源内訳

区 分	金額 (円)	備 考
横 浜 市 補 助 金		
設 置 者 負 担 金		
内 自 己 資 金		うち寄附金によるもの 円
内 借 入 金		借入先及び金額：
合 計		

※ 自己資金とは、当該施設・事業費の運営費とは関係のない「法人本部の保有する財産等（法人名義の普通預金・当座預金等）」から支出し、施設・事業費開園のために要する整備費に充当する資金で、法人本部会計等にて負担する費用のことをいいます。この資金を施設・事業所開園後に運営費から支出（充当）することはできません。

※ 借入金とは、原則として運営費以外を償還財源とする資金のことをいいます。

※ 借入金がある場合は、備考欄に借入先及び金額を記載してください。

9 施工実績

- (1) 着 工 年 月 日
- (2) しゅん工年月日
- (3) 事業開始年月日



各室面積表

( 保育園)

(1) 保育室等の部屋数及び面積

区分	部屋数	面積			備考		
		壁芯面積	内法面積	有効面積	最低基準上の必要面積	定員	1人当たりの最低必要面積
0歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
1歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
乳児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
2歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
3歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
4歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
5歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
遊戯室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
幼児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
小計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
一時保育室		m <sup>2</sup>	—	—			
調理室		m <sup>2</sup>	—	—			
調乳室		m <sup>2</sup>	—	—			
事務室		m <sup>2</sup>	—	—			
医務室		m <sup>2</sup>	—	—			
地域子育て支援スペース		m <sup>2</sup>	—	—			
便所		m <sup>2</sup>	—	—	便器の数は下記のとおり		
保育士休憩室		m <sup>2</sup>	—	—			
その他		m <sup>2</sup>	—	—			
小計		m <sup>2</sup>	—	—			
合計		m <sup>2</sup>	—	—			
敷地面積				m <sup>2</sup>			
建築面積				m <sup>2</sup>			
屋外遊戯場				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	幼児計 人	3.3 m <sup>2</sup> /人
屋外遊戯場以外の敷地				m <sup>2</sup>			

(2) 便器の数

	大便器	小便器
乳幼児用	個	個
大人用	個	個

(3) 屋外遊戯場の面積の緩和を受けようとする場合の代替となる公園等

公園等の名称	
およその面積	m <sup>2</sup>
保育所からの距離 (実経路)	m

## 各室面積表

( 認定こども園)

### (2) 保育室等の部屋数及び面積

区分	部屋数	面積			備考		
		壁芯面積	内法面積	有効面積	最低基準上の必要面積	認可定員※	1人当たりの最低必要面積
0歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
1歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
乳児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	人	—
2歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
3歳児室	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	( ) 人	1.98 m <sup>2</sup> /人
	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
4歳児室	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	( ) 人	1.98 m <sup>2</sup> /人
	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
5歳児室	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	( ) 人	1.98 m <sup>2</sup> /人
	—	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
遊戯室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
幼児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	人	—
小計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	人	—
一時保育室		m <sup>2</sup>	—	—			
調理室・給食施設		m <sup>2</sup>	—	—			
調乳室		m <sup>2</sup>	—	—			
事務室・職員室		m <sup>2</sup>	—	—			
医務室・保健室		m <sup>2</sup>	—	—			
地域子育て支援スペース		m <sup>2</sup>	—	—			
便所		m <sup>2</sup>	—	—			
図書室		m <sup>2</sup>	—	—			
休憩室		m <sup>2</sup>	—	—			
その他		m <sup>2</sup>	—	—			
小計		m <sup>2</sup>	—	—			
合計		m <sup>2</sup>	—	—	> {320+100×(n-2)} + 3歳未満児の保育室		
敷地面積			m <sup>2</sup>				
建築面積			m <sup>2</sup>				
園庭			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	2歳児計 人	3.3 m <sup>2</sup> /人
					m <sup>2</sup>	3歳以上児計 人	3.3 m <sup>2</sup> /人
					m <sup>2</sup>	学級	400+80×(n-3)
園庭以外の敷地			m <sup>2</sup>				

※()は2号認定の定員

### (2) 便器の数

	大便器	小便器
乳幼児用	個	個
大人用	個	個

有効面積とは、内法面積から造り付け・固定造作物、ピアノを除いた面積です。

各室面積表

( 小規模保育事業)

(1) 保育室等の部屋数及び面積

区分	部屋数	面積			備考		
		壁芯面積	内法面積	有効面積	最低基準上の必要面積	定員	1人当たりの最低必要面積
0歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
1歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
乳児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
2歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
幼児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
小計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
調理室		m <sup>2</sup>	—	—			
調乳室		m <sup>2</sup>	—	—			
事務室		m <sup>2</sup>	—	—			
医務室		m <sup>2</sup>	—	—			
便所		m <sup>2</sup>	—	—	便器の数は下記のとおり		
保育士休憩室		m <sup>2</sup>	—	—			
その他		m <sup>2</sup>	—	—			
小計		m <sup>2</sup>	—	—			
合計		m <sup>2</sup>	—	—			
敷地面積					m <sup>2</sup>		
建築面積					m <sup>2</sup>		
屋外遊戯場					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	幼児計 人 3.3 m <sup>2</sup> /人

(2) 便器の数

	大便器	小便器
乳幼児用	個	個
大人用	個	個

## 太陽光発電設備設置完了報告書

以下のとおり太陽光発電設備の設置が完了したことを、関係書類を添付して報告します。

保育園名		
所在地	横浜市 区	
太陽光発電システムの製造社名及び機種名	(製造者名)	(機種名)
HEMS (モニター装置) の製造社名及び機種名	(製造者名)	(機種名)
太陽電池の合計最大出力 (小数2位未満切捨)	kW	10kW 以上の場合の電力受給契約 余剰買取方式 ・ 全量買取方式
対象設備・設置に要した費用の合計額	円	
稼動開始予定時期	平成 年 月 日	

### 【添付書類】

- (1) 対象システム設置等の見積明細が記された書類
- (2) 対象システム発電量の最大出力の値が確認できる書類
- (3) JET認証又はこれと同等の「太陽電池モジュール認証」を受けていることを証する書類
- (4) 性能保証、設置後のサポートがメーカーによって確保されていることを証する書類
  - ア 太陽光発電設備全体 (モジュール及び周辺機器)
  - イ HEMS (モニター装置)
- (5) 設置計画図
  - ア 太陽光パネル、屋外設置用ディスプレイ、HEMS (モニター装置) の設置場所がわかるもの (平面図、立面図等)
  - イ 太陽光パネル設置の方位及び垂直角度を明示すること。
- (6) 発電等のデータ蓄積機能を備えていることがわかる書類
- (7) 電力会社との電力需給契約がわかる書類

備 品 一 覧 表

品名・規格	数量	単 価	金額 (円)	備 考
補助対象の備品費の小計 (①)				上記の合計

補助対象外の備品費の小計 (②)			
備品費の合計 (①+②)			

- ※ 補助対象となる備品は、1品5千円以上のものです。
- ※ 補助対象の備品については、支出済を証する書類を添付してください。

# 大 型 遊 具 一 覧 表

品名・規格	数量	単 価	金額 (円)	備 考
補助対象の大型遊具費の小計 (①)				上記の合計

補助対象外の大型遊具費の小計 (②)		
大型遊具費の合計 (①+②)		

- ※ 補助対象となる大型遊具は、1品10万円以上のものです。
- ※ 補助対象の大型遊具については、支出済を証する書類を添付してください。

様

横浜市 長

〇〇年度横浜市民間保育所等建設費等補助金額確定通知書

年 月 日に実績報告のありました横浜市民間保育所等建設費等補助金については、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

- 1 補助金確定額  
¥ . —
- 2 施設・事業所の名称

(事務担当)

請求書番号					
-------	--	--	--	--	--

# 請 求 書

¥

・ 一

〇〇年度横浜市民間保育所等建設費等補助金として上記の金額を請求します。

年 月 日

所 在 地

請求者 法 人 名

代表者職氏名

印

（請求先）

横 浜 市 長

振込先	金融機関名称	銀行 支店
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

（請求者と口座名義人が異なる場合）

本件振込みについては、上記名義人あて振込み願います。

法 人 名

代表者氏名

印



請求書番号						
-------	--	--	--	--	--	--

# 請 求 書

¥ . —

〇〇年度横浜市民間保育所等建設費等補助金の前金払として上記の金額を請求します。

年 月 日

所 在 地

請求者 法 人 名

代表者職氏名

印

(請求先)

横 浜 市 長

振込先	金融機関名称	銀行 支店
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

(請求者と口座名義人が異なる場合)

本件振込みについては、上記名義人あて振込み願います。

法 人 名

代表者氏名

印

請求書番号						
-------	--	--	--	--	--	--

# 請 求 書

¥

. —

交付決定額（A）	. —
（A）×40%（1,000円未満切捨て）	. —
請負者に支払う前払金額	. —
今回請求額	. —

〇〇年度横浜市民間保育所等建設費等補助金の前金払として上記の金額を請求します。

年 月 日

所在地

請求者 法人名

代表者職氏名

印

（添付書類）

- ・ 工事請負契約書の写し
- ・ 保証事業会社と工事請負者が締結した保証契約の写し

（請求先）

横 浜 市 長

振込先	金融機関名称	銀行	支店
	口座種別	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

（請求者と口座名義人が異なる場合）

本件振込みについては、上記名義人あて振込み願います。

法 人 名

代表者氏名

印

請求書番号					
-------	--	--	--	--	--

# 請 求 書

¥ . -

交付確定額	. -
前金払を受けた額	. -
今回請求額	. -

〇〇年度横浜市民間保育所等建設費等補助金の精算払として上記の金額を請求します。

年 月 日

所在地

請求者 法人名

代表者職氏名

印

(請求先)

横 浜 市 長

振込先	金融機関名称	銀行 支店
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

(請求者と口座名義人が異なる場合)

本件振込みについては、上記名義人あて振込み願います。

法 人 名

代表者氏名

印

（申請先）  
横 浜 市 長

所在地  
法人名  
代表者職氏名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により交付決定を受けた平成〇〇年度横浜市民間保育所建設費等補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告する。

記

1 横浜市民間保育所建設費等補助金交付要綱第17条に基づく額の確定額

¥ . ー

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

¥ . ー

（補助金返還相当額）

3 添付書類

- （別紙）積算内訳報告書
- 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）

(別紙)

### 積算内訳報告書

- 1 施設・事業所名
- 2 代表者職氏名
- 3 施設・事業所の所在地
- 4 補助事業名
- 5 補助金確定額
- 6 概要

(1) 消費税の申告 “無”

(2) 消費税の申告 “有”

ア 補助金の使途の内訳

区分	課税仕入	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分	非課税仕入	合計
経費の内訳						
	計					

イ 課税売上割合

ウ 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

年 月 日

（申請先）

横 浜 市 長

所 在 地

申請者 法 人 名

代表者職氏名

印

〇〇年度横浜市民間保育所等建設費等補助金に係る  
変更等申請書

補助事業の内容等について、次のとおり（変更 中止 廃止）したいので、申請します。

- 1 施設・事業所の種類
- 2 施設・事業所の名称
- 3 変更等の内容
- 4 変更等の理由

様

横 浜 市 長

〇〇年度横浜市民間保育所等建設費等補助金に係る  
変更等決定通知書

年 月 日に申請のありました（変更 中止 廃止）申請について、次のとおり決定  
しましたので通知します。

1 施設・事業所等の概要

種類：

名称：

2 決定の内容

（事務担当）

（注）社会福祉法人以外への通知書の場合は、指令番号ではなく文書番号とすること。